

検証意見書

SGS

2019年7月29日
意見書番号：SGS19/027

カシオ計算機株式会社 御中

検証目的

SGSジャパン株式会社(以下、当社)は、カシオ計算機株式会社(以下、組織)からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象(以下、GHG等に関する主張)について、検証基準(ISO14064-3:2006及び当社の検証手順)に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関する主張について、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。

検証範囲

検証対象範囲は、①Scope 1, 2 (エネルギー起源の二酸化炭素排出量：組織が定めた環境実績報告対象拠点(国内 46、海外 26))、②Scope 3 (カテゴリ 1：組織が定めた連結決算対象範囲における購入した製品・サービス、カテゴリ 4：組織が定めた単独決算対象範囲における費用負担対象の製品輸送・配送、カテゴリ 11：組織が定めた連結決算対象範囲におけるカシオブランド製品)、③廃棄物等発生量(組織が定めた環境実績報告対象拠点(国内 19、海外 18)における廃棄物及び有価物)、④取水量(組織が定めた環境実績報告対象拠点(国内 22、海外 12))及び⑤大気汚染物質排出量(組織が定めた環境実績報告対象拠点(国内 2)における SOx、NOx 及びばいじん)である。

対象期間は、2018年4月1日～2019年3月31日である

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：羽村技術センター及び山形カシオ株式会社本社の現地検証及び証憑突合、本社でのその他検証対象範囲に対する分析的手続き及び質問

判断基準は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 4.3.2)、CO2 Emissions from Fuel Combustion (IEA: 2015)、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン(Ver. 2.3)、同排出原単位データベース(Ver. 2.6)、GHG プロトコル計算ツール(Ver. 4.8)、ロジスティクス分野における CO2 排出量算定方法共同ガイドライン(Ver. 3.1)、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム基本データベース(Ver. 1.01)及び組織が定めた手順を用いた。

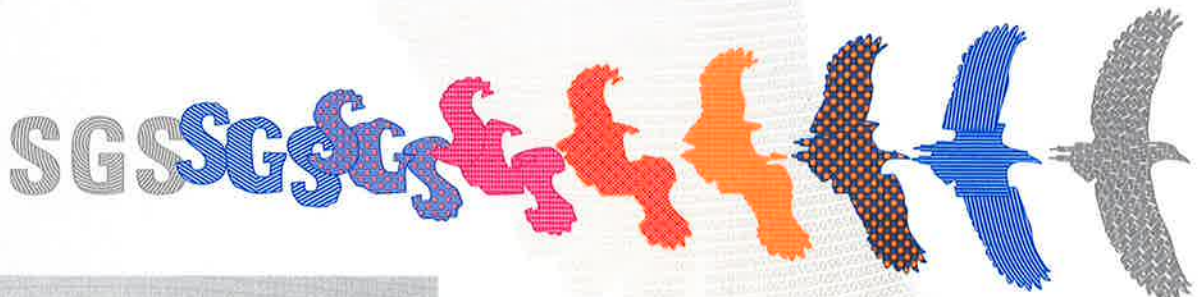
結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関する主張 (Scope 1 : 5,268 t-CO₂、Scope 2 : 30,528 t-CO₂、Scope 3 (Cat. 1, 4, 11) : 607,662 t-CO₂、廃棄物等発生量 : 4,244 t、取水量 : 418 千Nm³) が、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

認証・ビジネスソリューションサービス 事業部長 竹内 裕二
上級経営管理者



本書面は、SGS ジャパン株式会社によって www.sgs.com/terms_and_conditions.htm で参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に從います。この書面に記載された内容は検証を行った時点におけるまた適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。組織およびこの書面に関する SGS ジャパン株式会社の責務は取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり違反した場合には法令に基づきあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。